

5 障がい児福祉計画



平成32(2020)年度の数値目標

障がい児支援の提供体制の整備等

指 標		目 標
児童発達支援センターの設置	各市町村に少なくとも1か所設置	1か所
保育所等訪問支援を利用できる体制	各市町村で体制を構築	1か所
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	各市町村に少なくとも1か所確保	3か所
医療的ケア児支援の協議の場の設置	各都道府県、各圏域、各市町村に平成30(2020)年度末までに設置	1か所

6 計画の推進体制

市民・地域への周知・情報伝達

計画の推進にあたっては、市民や地域の理解促進が不可欠です。特に、障がいや障がいのある人に関する理解・啓発や、地域での見守り、交流、防災・防犯等の取り組みは、地域との連携や地域住民の主体的な活動が重要であることから、関係課との連携のもと、重点的な広報を行います。

団体、事業者、その他専門機関等の関係機関との連携

障がい福祉施策を総合的に推進するには、行政だけでなく地域や団体、事業所等、様々な主体との連携が必要です。社会福祉協議会、民生委員児童委員や自治会、地域団体、当事者団体、事業者、医療機関、企業、公共職業安定所(ハローワーク)等と協働の視点に立ち、それぞれの役割を明確にしながら連携強化を図ります。



宇和島市障がい者計画・障がい福祉計画(第5期)【概要版】

発行年月:平成30年3月
発行:宇和島市

編集:宇和島市 保健福祉部 福祉課 障害福祉係
〒798-8601 愛媛県宇和島市曙町1番地
TEL:0895-24-1111 FAX:0895-24-1160

宇和島市障がい者計画・障がい福祉計画(第5期)

概要版



平成30年3月
宇和島市

計画策定の基本的な考え方

計画策定の背景と趣旨

宇和島市(以下、本市という。)では、平成18(2006)年度に障害福祉サービスの充実をめざして「第1期宇和島市障害福祉計画」を、平成20(2008)年度に『～安心してうわじまで暮らせる、自立と共生のまちへ～』を基本理念とした「宇和島市障害者計画」を策定して、障がいのある人に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。その後も、国の障がい者施策の制度改革等を踏まえながら、平成21(2009)年度に「第2期宇和島市障害福祉計画」を、平成24(2012)年度に「第3期宇和島市障害福祉計画」を策定、平成27(2015)年度には、第3期までの「障害福祉計画」における施策を評価・検証し、より本市の実情に応じた「宇和島市障害福祉計画(第4期)」を策定し、『うわじま ノーマライゼーションプラン』を基本理念として、障がいのある人や障がい福祉に関する取り組みを進めてきました。また、平成27(2015)年度には、本市の障がいのある人に関する施策の基本的な事項を定める「宇和島市障害者計画」を策定しています。

この度、「宇和島市障害福祉計画(第4期)」が計画期間終了を迎えることや、国の制度改正、本市の障がいのある人を取り巻く環境の変化等を踏まえ、「宇和島市障がい者計画・障がい福祉計画(第5期)」(以下、本計画という。)を策定することとしました。なお、本計画では「宇和島市障がい児福祉計画(第1期)」も一体的に策定しています。

計画の位置づけと期間

本計画は、「障害者総合支援法」第88条に基づく「市町村障害福祉計画」と「児童福祉法」第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障害福祉サービス、障害児通所支援、障害児相談支援等のサービスの必要量及び必要量確保のための方策を定める計画です。

また、本計画の計画期間は、「障がい者計画」は平成27(2015)年度から平成32(2020)年度までの6年間、「障がい福祉計画(第5期)」、「障がい児福祉計画(第1期)」は平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの3年間とします。

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
障がい者計画	第1期		第2期			
障がい福祉計画	第4期		第5期			
障がい児福祉計画				第1期		



計画の基本理念

本市の障がい福祉計画では、「第1期障害福祉計画」において定めた基本理念『うわじま ノーマライゼーションプラン』を継承し、障がい福祉を推進してきました。本計画においても、この基本理念を引き続き掲げ、計画を推進します。



うわじまノーマライゼーションプラン

本市は、障がいの有無にかかわらず、だれもが安心して地域で暮らすことのできる社会、自分らしく暮らすことのできる社会をめざします。

計画の視点

- ◆地域共生のまちづくりの推進
- ◆障がいの特性を踏まえた総合的かつきめ細かな支援の展開
- ◆市民参加と協働の推進

障がい者計画



基本目標

1

差別解消・権利擁護の推進

障がいのある人への偏見や差別をなくし、相互理解と人権尊重の意識の啓発を図ります。

(1) 広報・啓発活動の充実

障がい・障がい者理解の促進

◇障がい者マークの普及 など

広報・啓発活動の推進

◇諸行事の市民への啓発 など

(2) 交流・ふれあいの推進

地域での交流活動の支援

◇障がい者団体等への活動支援 など

(3) 福祉教育等の推進

福祉教育の推進

◇教育現場における福祉教育の推進 など

(4) 権利擁護の推進

権利擁護の推進

◇成年後見制度利用支援 など

(5) 行政サービス等における配慮

行政サービス等における配慮の促進

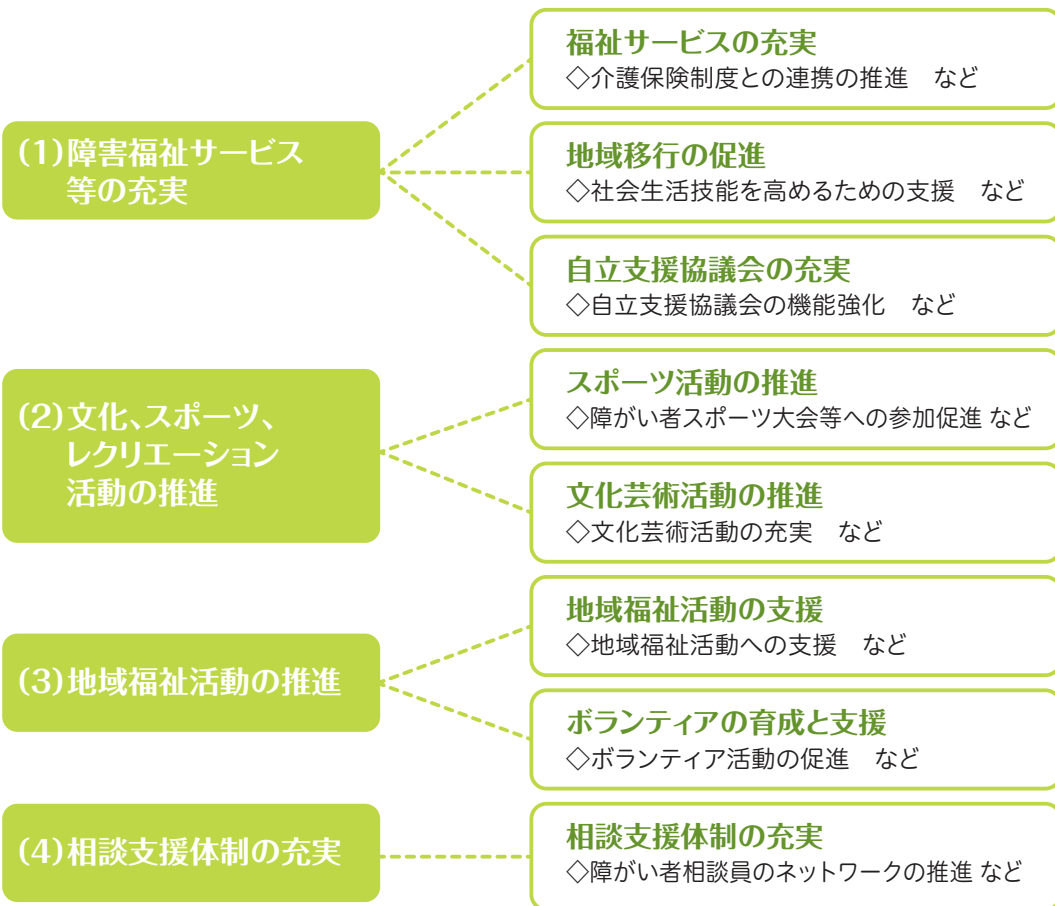
◇選挙における配慮の推進 など

基本目標

2

地域生活支援の充実

障がいのある人の自立促進と家族の負担軽減を図ることができるよう、福祉サービスの充実及び地域における生活基盤の整備等に取り組みます。

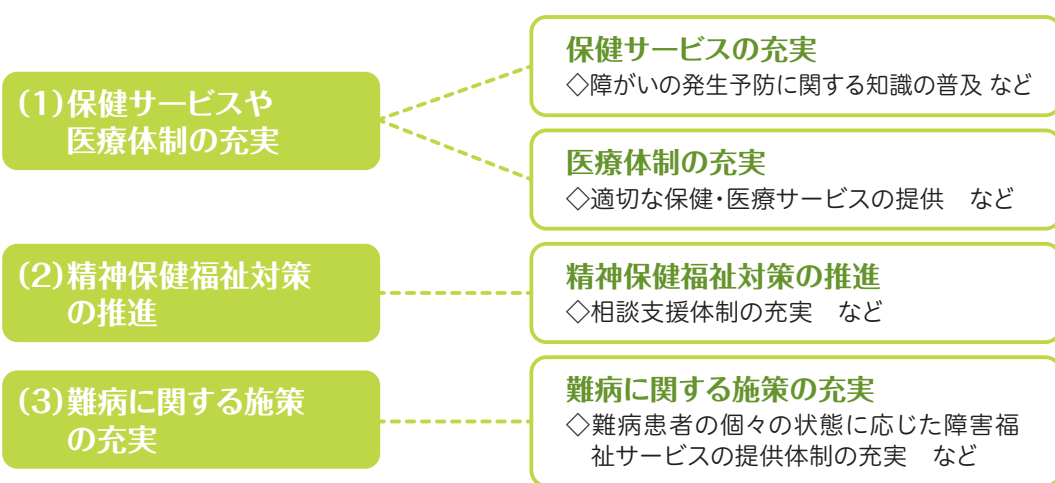


基本目標

3

保健・医療の充実

障がいの原因となる疾病の予防・障がいの早期発見・早期対応を図るとともに、障がいや疾病があっても、住み慣れた地域で健やかに安心して暮らすことができるよう、必要な保健・医療等のサービスが適切に受けられるための連携体制等の環境整備を推進します。

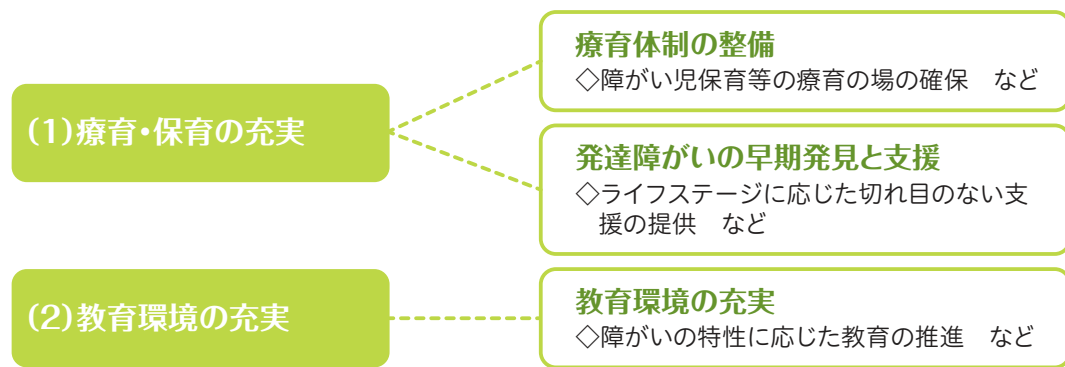


基本目標

4

療育・保育・教育の充実

子どもの健やかな成長・発達のため、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の整備に取り組みます。

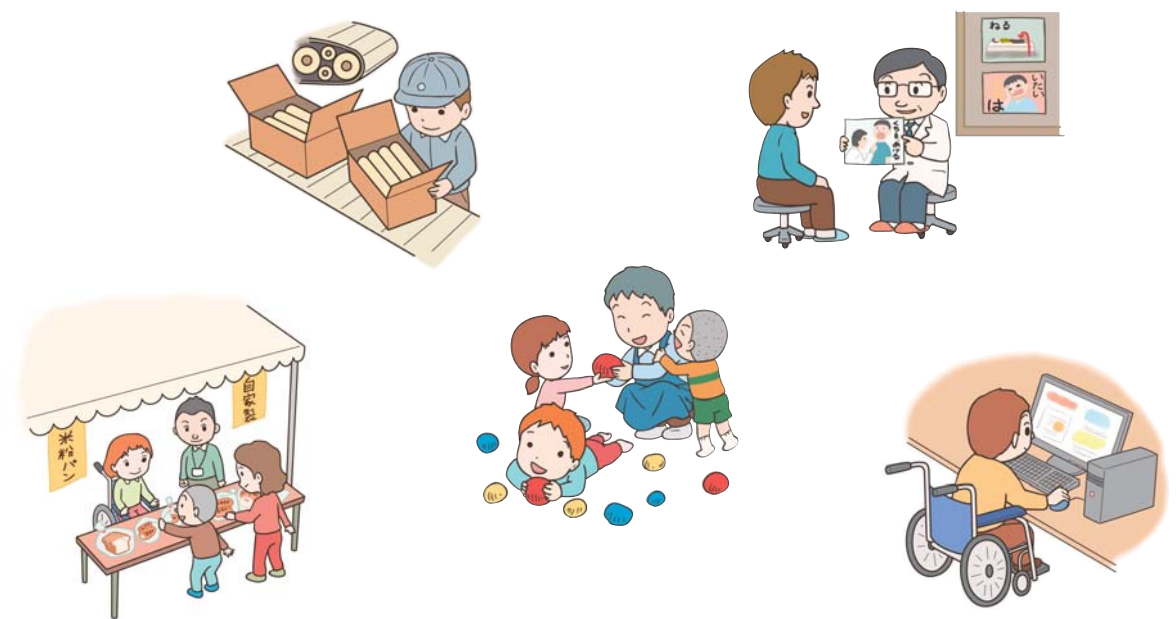
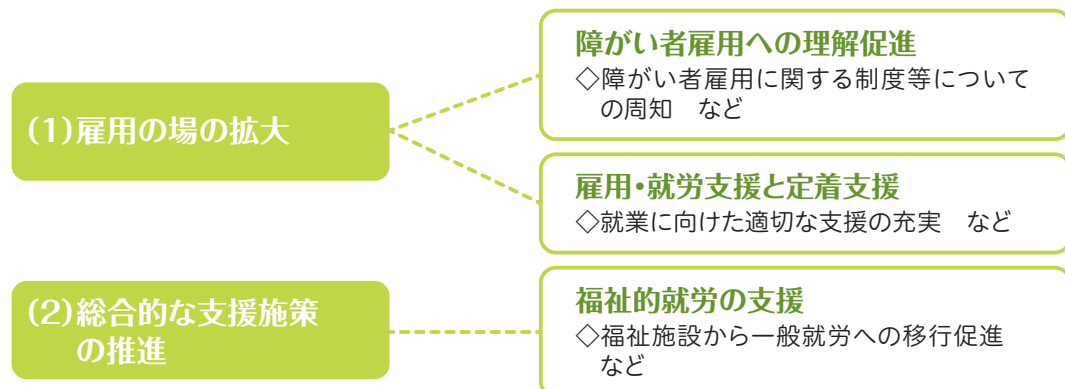


基本目標

5

雇用・就労の充実

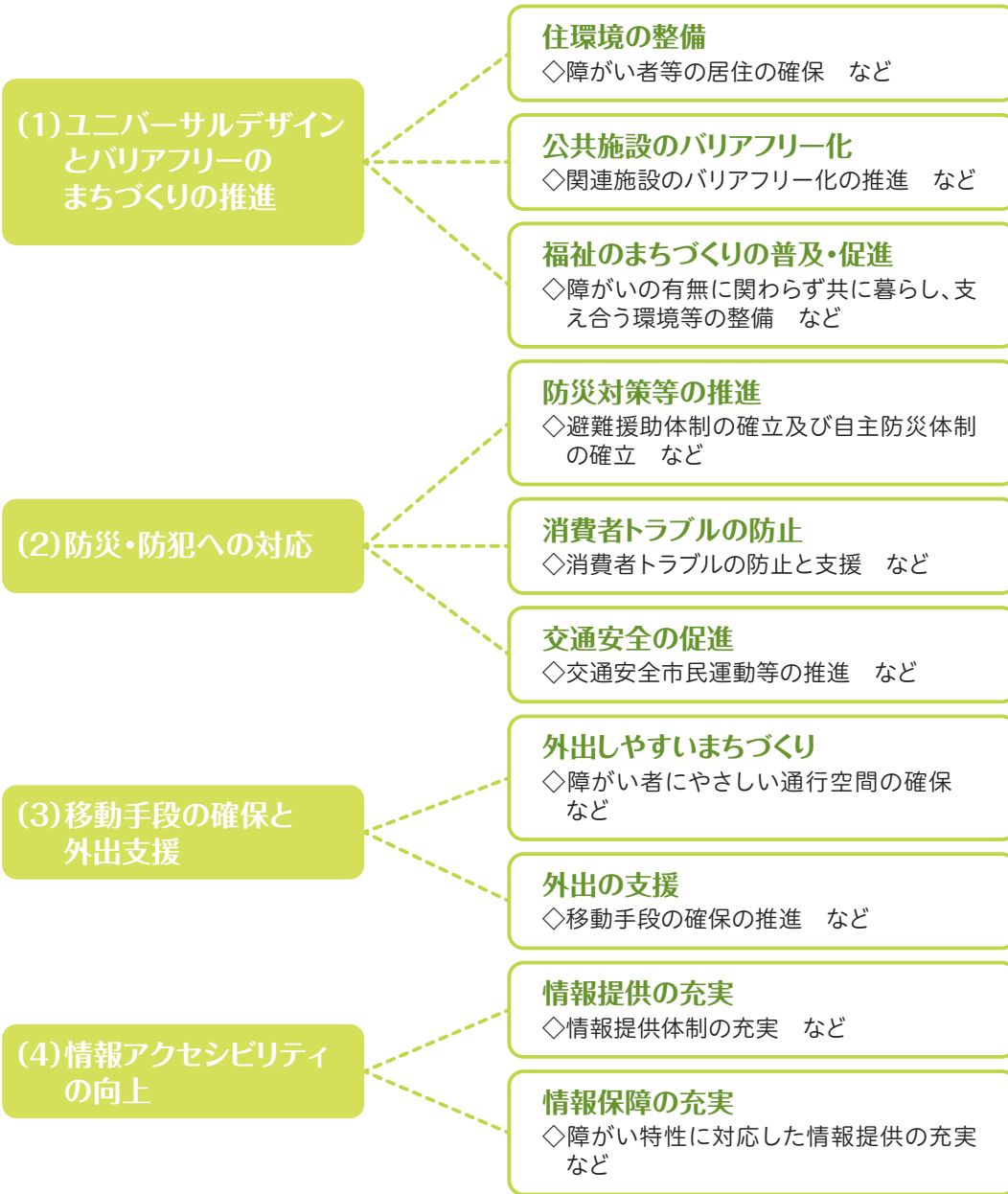
障がいのある人が、自分の力を発揮し生きがいを持って生活できるよう、就労を支援する体制整備とともに経済的自立に向けた支援の充実に取り組みます。



基本目標
6

生活環境の整備

障がいのある人の社会参加を促進するまちづくりや、災害等から安心・安全な暮らしを守る仕組みづくりを推進します。



4 障がい福祉計画

平成32(2020)年度の数値目標

施設入所者の地域生活移行者数

指標	基準値	目標値
地域移行者数	平成28年度末の施設入所者のうち9%以上が地域生活に移行	4人
施設入所者数	平成28年度末実績から2%以上削減	170人

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

指標	基準値	目標値
協議の場の設置数	保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置	1か所

地域生活支援拠点等の整備

指標	基準値	目標値
地域生活支援拠点等のか所数	各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備	1か所

福祉施設から一般就労への移行

指標	基準値	目標値
福祉施設から一般就労への移行者数	就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行する人を平成28年度末の1.5倍	8人
就労移行支援の利用者数	平成28年度末の2割以上増加	15人

